

柏市立高田小学校PTA会則

同

細則

柏市立高田小学校PTA

令和7年4月25日改正

# 柏市立高田小学校PTA会則

## 第一章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、柏市立高田小学校PTAと称し事務所を高田小学校内に置く。

(目的)

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校における児童の幸福を図ることを目的とする任意団体である。

(方針)

第3条 この会は、教育を本旨とする自主独立・民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉の為に活動し、目的を同じくする他の団体及び機関と協力する。
2. 教職員が円滑に業務を遂行できるよう協力する。
3. 地域とのかかわりを深め、学校、家庭および地域全体で児童を見守るよう協働する。

(活動)

第4条 この会は、第2条の目的を遂げる為次の活動をする。

1. 教育に対する理解と方法についての見識を深める研究活動をする。
2. 家庭と学校との緊密な連携によって児童の健全な心身の発達を図る。
3. 児童の安心・安全な生活環境を整えるための活動をする。

(禁止事項)

第5条 この会は、第3条および第4条に基づいた活動をするにあたって、次の事項の一切を禁止する。

1. 特定の政党や思想、宗教に偏ること、又、営利目的や反社会的な行為・団体と関わること。
2. この会、又はこの会の本部役員ならびに各部部員・委員の名で、公私の選挙の候補者を推薦すること。
3. 学校の人事その他管理に干渉すること。

## 第二章 会員

(入退会の取り扱い・会員構成)

第6条 この会の会員は、入会および退会の際に、所定の届を提出するものとする。

なお、卒業、転校、異動等により会員資格を喪失した者は、自動的に退会したものとする。

1. 入会にあたり、個人情報取り扱いの同意書に署名を求める。
2. この会の会員は、本会の趣旨に賛同する本校児童の保護者又はこれに代わる者及び教職員によって構成され、全て平等の権利と義務を有する。

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

## 第三章 会計

(収入の範囲)

第8条 この会の経費は、会費その他の収入によって支出する。この会の経費は、第2条の目的達成のための予算に基づいて、第3条、第4条の方針および活動以外に使用してはならない。

(会費)

第9条 この会の会費は、月額一世帯300円とし、毎月納入するものとする。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

## 第四章 役員及び会計監査

(役員の定数)

第11条 この会に本部として、涉外係、連絡係、書記係、会計係、会計監査係(内教職員1名)を置く。但し、役員・会計監査の人数は社会情勢又は活動の内容により適宜決定することができる。

(役員の任期)

第12条 役員及び会計監査係の任期は、1年として再任することができる。  
万が一、欠員が生じた場合は、運営委員会を経て、適宜補充することができる。  
尚、その任期は前任者の残余期間とする。

(役員の選出)

第13条 本部役員及び会計監査係、又その他必要に応じた役員の選出の為の役員選考委員会を設ける。

1. 役員等選出のための役員選考委員会については、細則に定める。
2. 役員及び会計監査係は、総会において承認を求め決定する。

(役員の任務)

第14条 役員及び会計監査の任務は、次のとおりとする。

1. 涉外係はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 連絡係は総会、運営委員会その他必要とする会議を招集し、議事進行を務める。涉外係に事故ある時は代理を務める。
3. 書記係は、総会並びに運営委員会の議事を記録保存し、又各種会合の通知をする。
4. 会計係は、この会の会計事務にあたり、会計監査を経て総会において決算報告及び予算の提案を行う。
5. 会計監査係は、その年度の会計について監査し、総会において監査結果を報告する。
6. 事務局は、PTAの運営を円滑に行う為の事務的な仕事を処理する。
7. すべての役員はこの会の円滑な運営のために相互に連携協力する。

## 第五章 総会

(議会の招集)

第15条 定期総会は、この会の最高決定機関であり、年1回4月に開かれる。

但し、書面またはメール・ウェブサイト等のインターネットを利用した電磁的議決権行使方法による決議も可能とする。

1. 総会は事業報告、決算の承認、本年度事業計画及び予算の審議、役員の選出、会則その他

- の改廃、その他の重要事項に関する審議並びに承認を行う。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は、会員の5分の1以上の要求があった時、開かれる。
  3. 総会(対面)の議長は総会出席者の中から選出する。また、適宜、議事録を作成する。

(総会の定数)

第16条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。但し、出席は委任状をもってかえることができる。

## 第六章 委員会及び部会

(委員会等の種類・構成・任務)

第17条 会務を遂行するため運営委員会、本部役員会、各部会及び各委員会を設ける。その構成および任務は次の通りである。

1. 運営委員会は、本部役員・各部(イベント部・校外部)部員・補導員をもって構成し、総会の意に基づいて一般の会務及び事項について協議する。
2. 本部役員会は、役員をもって構成される。その任務は会則第14条で定める。
3. イベント部は、PTA会員から選出された部員をもって構成される。その任務は細則に定める。
4. 校外部は、PTA会員から選出された部員をもって構成される。その任務は細則に定める。

(審議)

第18条 本部役員会、各部会、各委員会の計画について重要な事項は、運営委員会の審議を経なければならない。

(任期)

第19条 各委員会及び部会の委員の任期は1年とする。万が一、欠員が生じた場合は、運営委員会を経て、適宜補充することができる。尚、その任期は前任者の残余期間とする。

第20条 校長は、必要に応じ各委員会及び部会に出席し意見を述べることができる。

第21条 細則は、運営委員会の議を経てこの会の目的および方針に反しない限り定めることができる。

## 附則

この会則は、昭和52年10月22日から実施する。

平成3年4月13日一部改正  
平成5年4月17日一部改正  
平成7年4月20日一部改正  
平成9年4月19日一部改正  
平成12年4月15日一部改正  
平成28年4月16日一部改正  
令和4年4月15日一部改正  
令和5年4月28日一部改正